

# 第1章

設置・変更許可申請及び完成検査の手続きについて



## 第1章 設置・変更許可申請及び完成検査の手続きについて

### 1. 手引書の概要

この手引書は、法に基づく危険物製造所等に係わる適確かつ円滑な申請諸準備と手続きを期することを目的に、必要事項並びに参考事項を収録したものである。

危険物施設の新規設置、又は変更の手続きについて、その申請から使用開始までの流れを図1「設置・変更許可申請及び完成検査手続きフロー」に示す。

設備建設が社内で決定されると、基本設計から詳細設計へと進むが、それぞれの設計の段階で、行政当局との事前の相談を行い、基準に適合するよう諸問題を解決しておく必要がある。

それは、隣接する他の装置との保安距離又は保有空地の問題や、20号タンク、配管支持物の耐火被覆、消火設備等について所轄消防署と事前相談を行うことによって、申請資料の作成が円滑かつ効率的に実施できるし、基本設計の段階であるので設計変更も容易となるため、是非行っていただきたい。

申請書に添付する資料については、第2章「設置・変更許可申請書 提出資料の解説」を参考にして作成し、申請内容の審査が円滑に行われるよう配慮することも必要である。

危険物施設の変更許可申請については、この手引書に基づき設置許可申請と同じ要領で作成する。

申請の時期については、工事着工時期を勘案して十分に余裕をとる必要があるし、場合によっては申請時期が「工事着工前〇〇日」と制限される場合があるので注意する。

第1章では、申請内容に沿って必要書類を列記し、第2章では、第1章の内容に係わる解説を行い、その根拠、規範等に触れておくこととし、第1章、第2章に基づき対応すれば、申請手続きは一応完結できるように編成した。

なお、申請書添付資料として例示した様式類、図面類及び関係書類は、それぞれの項目に係わる事業所の例を取り上げたものであり、必ずしも全ての申請に共通な資料として規定したものではないので、申請準備にあたって参考にいただければ幸いである。

### 2. 設置・変更許可申請等の内容

#### 2. 1. 設置・変更許可申請の内容

危険物施設の設置・変更許可申請書及び関係する書類の内容は次のとおりである。

なお、危険物施設の申請・届出様式は、川崎市のホームページにある危険物に関する申請・届出のページ (<https://www.city.kawasaki.jp/840/page/0000021023.html>) において最新版と記入例を入手できるので参考にするとよい。

(1) 危険物 製造所・貯蔵所・取扱所 設置許可申請書 (様式第2)

- (2) 危険物 製造所・貯蔵所・取扱所 変更許可申請書 (様式第 5)
- (3) 危険物 製造所・貯蔵所・取扱所 変更許可及び仮使用承認申請書 (様式第 7 の 2)

法第 11 条第 1 項の規定により、危険物施設を設置し、又は許可を受けた危険物施設を変更しようとする場合に、本様式 (第 2、第 5 又は第 7 の 2) により川崎市長宛に許可申請を行う。申請書に添付する資料は、別紙 1 「設置・変更許可申請書提出資料一覧」のとおりであるが、施設や工事内容により異なるので当該申請に必要な書類は、第 3 章の設置・変更許可申請事例集を参考にする。建設工事が長期間に及ぶ大規模な施設の新設等で、申請時に必要とされる書類等全てを添付することが困難な場合は、2 次申請 (完成検査前の変更許可申請) により不足の許可内容を補うことができる。

設置・変更許可申請書には、構造設備明細書 (様式第 4) を添付する。内容は「第 2 章 設置・変更許可申請書 提出資料の解説」を参照のこと。

- ア 製造所・一般取扱所 構造設備明細書 (様式第 4 のイ)
- イ 屋内貯蔵所 構造設備明細書 (様式第 4 のロ)
- ウ 屋外タンク貯蔵所 構造設備明細書 (様式第 4 のハ)
- エ 屋内タンク貯蔵所 構造設備明細書 (様式第 4 のニ)
- オ 地下タンク貯蔵所 構造設備明細書 (様式第 4 のホ)
- カ 簡易タンク貯蔵所 構造設備明細書 (様式第 4 のヘ)
- キ 移動タンク貯蔵所 構造設備明細書 (様式第 4 のト)
- ク 屋外貯蔵所 構造設備明細書 (様式第 4 のチ)
- ケ 給油取扱所 構造設備明細書 (様式第 4 のリ)
- コ 第一種販売取扱所・第二種販売取扱所 構造設備明細書 (様式第 4 のヌ)
- サ 移送取扱所 構造設備明細書 (様式第 4 のル)

- (4) 危険物 製造所・貯蔵所・取扱所 仮使用承認申請書 (様式第 7)

法第 11 条第 5 項ただし書の規定により、危険物施設の変更許可後、完成検査を受ける前において変更工事に係わる部分以外の部分の全部又は一部について仮に使用する場合に、本様式により川崎市長宛に承認申請を行う。申請書に添付する資料は、次のとおりである。

- ア 内容説明書
- イ 委任状
- ウ 事業所全体配置図
- エ 仮使用承認申請範囲図面
- オ 工程概要説明書
- カ 工程概要図 (フローシート)
- キ 工事に伴う安全対策
- ク 工事工程表

(5) 危険物 製造所・貯蔵所・取扱所 完成検査前検査申請書（様式第 13）

法第 11 条の 2 第 1 項の規定により、製造所等で液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（製造所又は一般取扱所は、容量が指定数量未満のタンクを除く。）の設置又は変更の工事においては、完成検査を受ける前に、完成検査前検査を受けなければならないので、本様式により川崎市長宛に申請を行う。

(6) 危険物 製造所・貯蔵所・取扱所 完成検査申請書（様式第 8）

法第 11 条第 5 項の規定により、危険物施設の設置又は変更の許可を受け、その工事が完了した場合には、その施設を使用する前に完成検査を受け、かつ、完成検査済証の交付を受けなければ施設を使用することができないので、本様式により川崎市長宛に申請を行う。申請書に添付する資料は、別紙 2 - 1「完成検査申請書提出及び確認資料一覧」のとおりである。

(7) 申請の特例

危政令第 23 条の規定により、危険物の品名及び最大数量、指定数量の倍数、危険物の貯蔵又は取扱方法並びに製造所等の周囲の地形その他の状況から判断して、火災の発生、延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができる等の措置が講じられる場合は、「危険物製造所等特例適用内容書（川崎市様式）」を設置・変更許可申請書に添付し、申請することができる。

本特例の申請にあたっては、さまざまなケースが存在し、又その内容が多様化していることから、所轄消防署等に事前相談することが望ましい。

2. 2. その他の申請等の内容

危険物施設の設置・変更許可申請以外の申請等及び関係する書類の内容は次のとおりである。

(1) 予防規程制定・変更認可申請書（様式第 26）

法第 14 条の 2 第 1 項の規定により、危規則第 60 条の 2 で定める事項について、予防規程を制定又は変更する場合に、本様式により川崎市長宛に認可申請を行う。

(2) 危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書（川崎市様式）

法第 10 条第 1 項ただし書の規定により、指定数量以上の危険物を、10 日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合に、本様式により所轄消防署長宛に承認申請を行う。申請書に添付する資料は、次のとおりである。

ア 内容説明書

イ 仮貯蔵・仮扱い危険物の倍数計算書

ウ 仮貯蔵・仮扱い場所の付近案内図

エ 仮貯蔵・仮扱い場所の平面図

オ 建築物の構造図（屋内の場合）

カ タンクその他危険物取扱い機器の構造図（配管図含む）

キ 消火設備，標識掲示板の設置場所を記入した図面

ク 工程概要図及び工程説明書（必要に応じて添付）

ケ 流出防止対策

危険物仮貯蔵，仮取扱いの技術上の基準については、「危険物仮貯蔵等の技術上の基準に関する規程」（昭和 42 年 2 月 1 日付け川崎市消防局訓令第 1 号）によること。

### (3) 危険物製造所等変更工事関係資料提出書（川崎市様式）

製造所等の維持管理のための補修、取替え、撤去その他の変更工事をしようとする者は、当該工事が変更の許可を要するものかどうか明らかでない場合にあつては、工事に着手しようとする日の 7 日前までに、本様式により川崎市長宛に資料の提出を行う。

変更の許可を要さない工事としては、次に掲げる事項が明らかなもの（軽微な変更工事）とされ、どちらとも判断がつかないものにあつては、当資料を確認することにより「許可を要する変更工事」に該当するかどうかを判断するものである。

ア 法第 10 条第 4 項に規定する製造所等の位置、構造及び設備の基準の内容と関係が生じないこと。

イ 保安上の問題を生じさせないこと。

添付資料は、変更許可申請に準ずることとなるが、上記ア、イを判断する上で必要な最小限度のものにすることができる。

なお、具体的な運用については、「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」（平成 14 年 3 月 29 日付け消防危第 49 号通知）を参照のこと。

## 3. 設置・変更許可申請書等の記入要領

危険物施設の設置・変更許可申請書は、次の要領で記入する。

### (1) 危険物 製造所・貯蔵所・取扱所 設置許可申請書（様式第 2）

ア 宛先は、「川崎市長」と記入する。

イ 申請者住所氏名は、会社にあつては社名と代表者職名を記入する。

ウ 設置場所欄は、設置する事業所の名称、分工場名及びその地番を記入する。

エ 防火地域別欄は、「防火地域」、「準防火地域」、「指定なし」等と記入する。

オ 用途地域別欄は、「準住居地域」、「準工業地域」、「工業地域」、「工業専用地域」等と記入する。

カ 製造所等の別欄には製造所、取扱所、貯蔵所のいずれかを記入し、製造所の場合、設備名称を（ ）に併記する。

貯蔵所又は取扱所の区分欄には、一般取扱所の場合、一般取扱所及び設備名称を（ ）に併記する。

キ 危険物の類、品名（指定数量）、最大数量欄は、法別表第1に定める類及び品名（第4類第1石油類等）と原油等の一般名を記入する。

記入する品名が多すぎてこの欄に記入できない場合は、類及び最大数量を記入し、「詳細は別紙のとおり」としてもよい。（取扱危険物の類、品名、数量一覧表を添付する。）

ク 指定数量の倍数欄は、上記と同様にこの欄に記入できない場合は、合計した指定数量の倍数を記入し、「詳細は別紙のとおり」としてもよい。

ケ 位置、構造、設備の概要欄、危険物の貯蔵又は取扱方法の概要欄は、その大要について簡単に記入し、「詳細は別紙のとおり」としてもよい。

コ 着工予定期日欄は、具体的な着工年月日を記入するものであるが、「許可書受領後即日」としてもよい。

サ 完成予定期日欄は、前記と同様に具体的な完成年月日を記入するものであるが、「着工後〇ヶ月後」としてもよい。

シ その他必要な事項欄は、事業所の申請担当者名等について記入する。

(2) 危険物 製造所・貯蔵所・取扱所 変更許可申請書（様式第5）

(3) 危険物 製造所・貯蔵所・取扱所 変更許可及び仮使用承認申請書（様式第7の2）

ア 変更の内容欄は、記入する内容が多すぎてこの欄に記入できない場合は、その大要について簡単に記入し、「詳細は別紙のとおり」としてもよい。

イ その他の記入欄については、前項の記入要領を準用する。

また、設置・変更許可申請書に添付する構造設備明細書（様式第4）の記入要領を製造所・一般取扱所と屋外タンク貯蔵所を例に示す。製造所・一般取扱所と屋外タンク貯蔵所以外の構造設備明細書については、当記入要領を準用する。

(ア) 製造所・一般取扱所 構造設備明細書（様式第4のイ）

a この構造設備明細書は、設置許可申請書及び変更許可申請書に添付して、提出するものである。

b 危険物の取扱作業の内容欄は、危険物の受入れ、使用方法等について、その大要を記入する。

c 製造所（一般取扱所）の敷地面積欄は、その申請区画内の総面積を記入する。

d 構造物の構造欄で、平屋建の場合、延べ面積の記入は要しない。

また、建築物の数が多く記入できない場合は、「詳細は別紙の通り」としてもよい。

e 製造（取扱）設備の概要欄は、設備内の全機器についての概要を記入する。

f 20号タンクの概要、配管、加圧設備、加熱設備、乾燥設備、ためます等、電気設備、静電気除去設備、避雷設備、警報設備、消火設備等の欄は、その種類、数量等を記入する。

g 工事請負者住所氏名欄は、元請工事請負者名を記入し、分散発注の場合で多数となるときは、工事、機器毎に分けて別紙に記入する。

(イ) 屋外タンク貯蔵所 構造設備明細書 (様式第4のハ)

a 事業の概要欄は、用途及び内容物を記入する。

b 常圧・加圧欄は、常圧タンクにあつては常圧を○で囲み、加圧タンクにあつては加圧を○で囲む。

また、( ) 内に最大常用圧力を記入する。(注：水圧検査は、この数字の1.5倍の圧力で行う。)

c 寸法欄は、内径、長さ又は高さ、鏡出を記入する。

d 容量欄は、実容量、空間容量及び申請容量を記入する。

e 材質、板厚欄は、側板、屋根板及び底板又は胴板及び鏡板について記入する。

f 通気管覧の種別は、「無弁通気管」、「大気弁付通気管」等と記入する。

また、作動圧については、「0.5kPa」等と記入する。

g 安全装置欄の種別は、「安全弁」、「破壊板」等と記入し、他の塔槽類と配管によって共用している設備については、「T-101 と共用」等と記入する。

h 防油堤欄の容量については、別紙計算書に基づく容量を記入する。なお、他の20号タンクと共用している場合は、「D-103 と共用」等と記入する。

i 消火設備欄は、本タンクの消火設備について記入する。

j 工事請負者住所氏名欄は、本タンクの製造者名を記入する。

(4) 危険物 製造所・貯蔵所・取扱所 仮使用承認申請書 (様式第7)

ア 工事以外の部分を使用しながら変更工事を行う場合の仮使用承認申請書は、変更許可申請と同時に申請する。

イ 仮使用の承認を申請する部分欄は、「詳細は別紙のとおり」としてもよい。

ウ その他の記入欄については、前各項の記入要領を準用する。

(5) 危険物 製造所・貯蔵所・取扱所 完成検査前検査申請書 (様式第13)

ア この完成検査前検査申請書は、製造所等で液体の危険物を貯蔵し、又は取扱うタンク (製造所又は一般取扱所は、容量が指定数量未満のタンクを除く。) の全てについて申請する。

ただし、タンクの製造者が他都市で完成検査前検査を受けたものは、タンク検査済証の写しを添付することで足りる。

イ 貯蔵所又は取扱所の区分欄は、機番及び名称を記入する。

ウ タンク構造の要領欄は、申請容量を記入する。

エ タンクの最大常用圧力欄は、常圧タンクにあつては「常圧」と記入し、加圧タンクにあつてはその最大常用圧力を記入する。

オ 検査の種類及び検査希望年月日欄は、常圧タンクにあつては「水張検査」と記入し、加圧タンクにあつては「水圧検査」と記入する。

カ 他法令の適用の有無欄は、高圧法に基づく高圧ガス設備又は安衛法に基づく第一種圧力容器、第二種圧力容器等の適用の有無について記入する。

キ その他の記入欄については、前各項の記入上の注意事項を準用する。

(6) 危険物 製造所・貯蔵所・取扱所 完成検査申請書（様式第 8）

ア 使用開始予定期日欄は、具体的な使用開始予定年月日を記入するものであるが、「完成検査済証交付後」としてもよい。

イ 貯蔵所又は取扱所の区分欄は、その危険物施設の指定数量の倍数を記入する。

ウ その他の記入欄については、前各項の記入上の注意事項を準用する。

(7) 委任状

委任状は、委任を行うことが発生した最初の申請時に添付し、その次からの申請時にはコピーを添付することでもよい。

#### 4. 完成検査の概要

法第 11 条第 5 項において、製造所等の設置又は変更の許可を受けた者は、製造所等を設置したとき又は製造所等の位置、構造若しくは設備を変更したときは、市町村長等が行う完成検査を受け、これらが技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならないと規定されている。

完成検査は、製造所等が許可どおり設置されているかどうかを確認するものであり、完成した施設が許可の内容と異なる場合は、形式的には技術上の基準に適合していても不合格となる。

完成検査時に準備する資料は、別紙 2-1 「完成検査申請書 提出及び確認資料一覧」のとおりであるが、施設や工事内容により異なるので当該完成検査に必要な書類は、別紙 2-2 「完成検査時確認資料早見表」及び第 3 章の完成検査事例集を参考にする。

完成検査に合格したときは完成検査済証が交付され、この時点で危険物施設の使用が可能となる。

完成検査時には確認できなくなる部分（基礎の配筋、埋設配管及びタンク防食等）の工事がある場合は、工事中に施工状態を確認する中間検査を実施する事があるので、工事着工前に川崎市消防局又は所轄消防署に確認する必要がある。

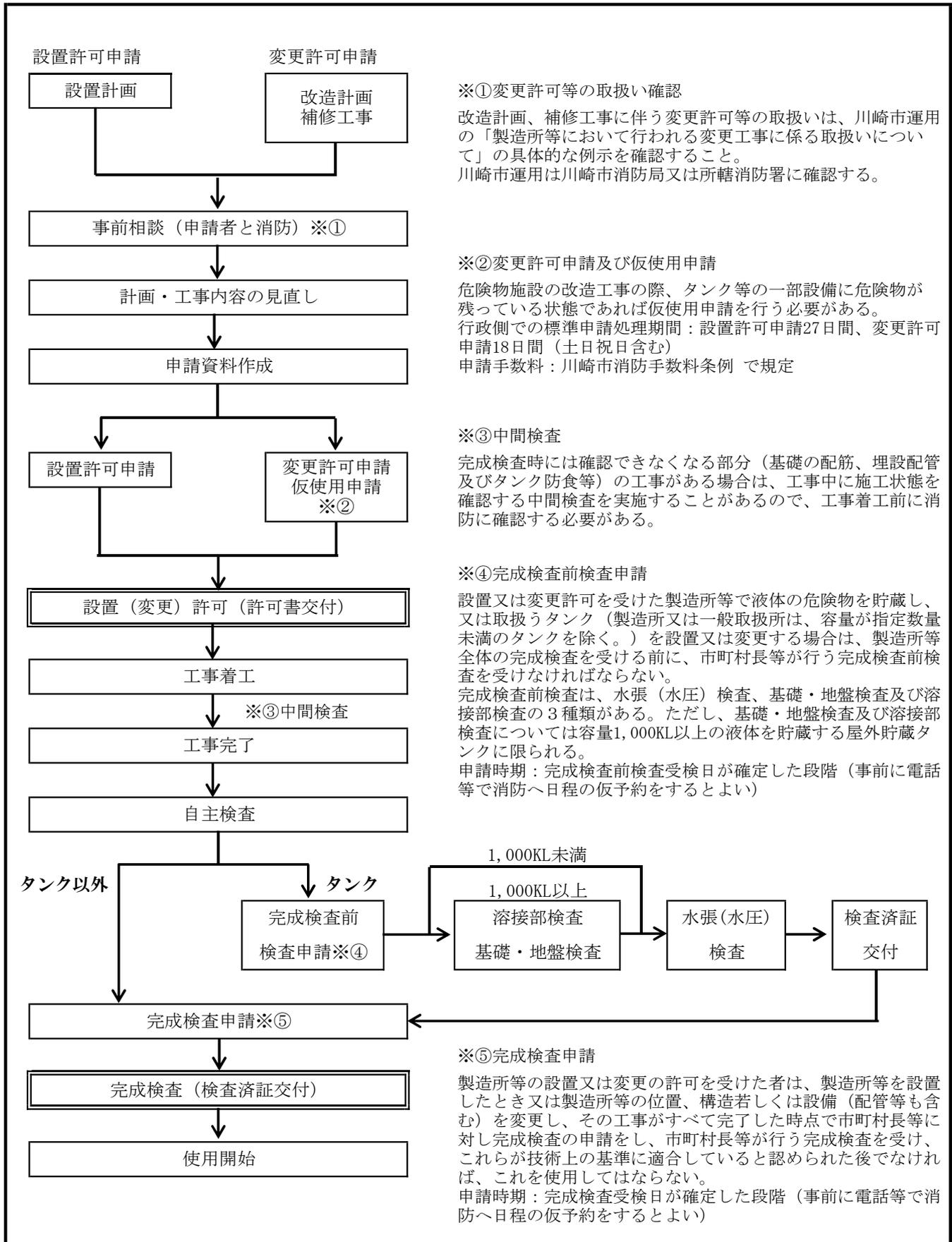
#### 【手続きの流れ】

- (1) 完成検査の日程調整
- (2) 完成検査申請
- (3) 施設の完成検査

※ 1 完成検査時には別紙 2-1 の書類を確認されるため準備のこと。

- ※2 中間検査を必要とするものについては消防と事前に調整し、完成検査受検以前に随時中間検査を実施する。
- (4) 完成検査済証の交付
  - (5) 使用開始

図1 設置・変更許可申請及び完成検査手続きフロー



別紙1 設置・変更許可申請書 提出資料一覧

※各資料の詳細は第2章参照

- 1 申請書
- 2 内容説明書
- 3 委任状
- 4 構造設備明細書
- 5 危険物貯蔵・取扱数量算定計算書（倍数集計表）
- 6 危険物製造所等特例適用内容書（特例申請時に必要）
- 7 事業所全体配置図
- 8 製造所等の周囲状況
- 9 機器全体配置図（平面図・立面図）
- 10 工程概要説明書
- 11 工程概要図（フローシート）
- 12 機器・装置等の漏れ、あふれ、飛散に対する安全対策
- 13 緊急時（エマージェンシー）対策
- 14 機器リスト
- 15 屋外・屋内タンクの構造、タンク基礎図等
- 16 地下タンクの構造、タンク基礎構造図等
- 17 危政令第9条第1項第20号該当タンクの構造、タンク基礎図等
- 18 その他の危険物取扱い機器の構造
- 19 建築物、工作物の概要（基礎図含む）
- 20 囲い、油分離装置、貯留設備、床の傾斜、排水関係図
- 21 防油堤の構造、強度計算書、容量計算書等
- 22 配管図（配管支持物等含む）
- 23 架台の構造・強度計算書
- 24 避雷設備の概要
- 25 電気設備の概要
- 26 静電気除去設備の概要
- 27 警報設備の概要
- 28 消火設備の概要
- 29 工事に伴う安全対策
- 30 危険物等データベース登録確認又は確認試験結果報告書
- 31 危険要因の検討（リスクアセスメント）

別紙 2 - 1 完成検査申請書 提出及び確認資料一覧

※ 1、2 は申請時に提出するもの

3～14 は検査時に準備するもの

- 1 申請書  
完成検査の申請書
- 2 委任状  
申請者と設置者が異なる場合に必要
- 3 完成検査要領書（任意）  
完成検査当日のスケジュール、申請書類との整合性確認項目を示すもの
- 4 基礎・配筋施工写真  
タンク基礎、防油堤、タンク室等の寸法や配筋の径、ピッチ等が確認できるもの
- 5 埋設施工時の写真  
地下タンク、危険物配管、避雷設備の接地極、電気防食の電極等の設置状況が確認できるもの
- 6 非破壊検査記録  
特定屋外タンク、移送取扱所等の溶接部の非破壊検査結果
- 7 水張・水圧検査済証  
川崎市以外の行政機関が実施した水張検査又は水圧検査に係るタンク検査済証の写し及び構造図
- 8 水張検査前後の沈下測定結果  
水張試験等の前・中・後の側板最下端の水平度の測定記録
- 9 底板の裏面防食施工の写真  
防食材料、施工厚さ等が確認できるもの
- 10 耐圧試験結果  
危険物配管に係る水圧試験結果（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）
- 11 消防用設備等試験結果報告書・検査記録写真  
消火設備（第1種、第2種及び第3種）及び警報設備（自動火災報知設備等）の試験結果
- 12 接地・絶縁抵抗測定成績書  
静電気除去装置（アース等）の接地抵抗、絶縁抵抗等の測定記録
- 13 防火設備の認定番号等の資料  
大臣認定書の写し等
- 14 製造者の検査結果証明書  
危険物機器の自主検査記録等

別紙 2 - 2 完成検査時確認資料早見表

確認資料 対 象	建築物等		タンク等					危険物機器等		消火設備等	
	防火設備	避雷設備	屋外タンク (20号含む)	屋内タンク (20号含む)	地下タンク (20号含む)	タンク基礎・防油 堤・タンク室	タンク 注入口	危険物貯蔵・ 取扱機器	危険物配管	消火設備 (消火器以外)	警報設備 ・避難設備
基礎・配筋施工写真						○※2					
埋設施工時の写真		○			○※2				○※2		
非破壊検査記録									○※5		
水張・水圧検査済証			○※3	○※3	○※3						
水張検査前後の沈下測定結果			○								
底板の裏面防食施工の写真			○								
耐圧試験結果									○		
消防用設備等試験結果報告書・ 検査記録写真	○※4									○	○
接地・絶縁抵抗測定成績書		○	○※1	○※1			○※1	○※1			
防火設備の認定番号等の資料	○										
製造者の検査結果証明書					○			○	○※5		

※1：混合装置、充てん装置等の静電気の発生するおそれがある設備に必要

※2：中間検査を実施していない場合に必要

※3：川崎市以外で実施した場合に必要

※4：自動火災報知設備等との連動を完成検査時に確認できない場合に必要

※5：移送取扱所の場合に必要